

NO! 「危険ドラッグ・ハーブ」

最近、店舗やインターネット上で、「合法ハーブ」等と称する商品が販売されており、こうした商品を使用した人が、意識障害、おうと、けいれん、呼吸困難等を起こして死亡したり、重体に陥る事件が多発しています。

これら商品は、覚醒剤、麻薬、大麻など規制薬物の化学構造に似せて作られており、規制薬物と同等の作用を有する成分を含む商品が多く、大変危険です。

また、合法と称して販売する商品の中に麻薬や指定薬物等の違法な薬物が含まれていた例もありますので絶対に手を出してはいけません。

(警察では、平成26年7月以降、旧来の脱法ドラッグから危険ドラッグの呼称に改めました。)

合法と称して販売していたものの麻薬や指定薬物等違法な薬物であった商品例

<p>麻薬である「通称名：MDPV」が検出され、麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的共同所持）で検挙されたもの 商品名：「Blue Majic」（液体）</p>	 A photograph showing several small, clear plastic bottles and packets of Blue Majic, a synthetic cannabinoid, arranged on a blue surface.
<p>指定薬物である「通称名：4FMP」が検出され、薬事法違反（販売目的陳列）で検挙されたもの 商品名：「DIAMOND Rush」（白色粉末）</p>	 A photograph of a white powder product in a clear plastic bag with a yellow label that reads "DIAMOND Rush". A small white container is also visible next to the bag.
<p>指定薬物である「通称名：APICA」等が検出され、薬事法違反（販売目的陳列）で検挙されたもの 商品名：「ANARCHY Spider」（植物片）</p>	 A photograph showing a yellow and black package of ANARCHY Spider, a synthetic cannabinoid, and a small pile of dried plant material next to it.

指定薬物の取締強化～薬事法の一部改正 平成26年4月1日施行～

薬事法の指定薬物について、その「所持」、「使用」、「購入」、「譲受け」が新たに禁止され、違反した場合には罰則が科されます。